

# 釧路市における市発注工事の 前払金に関する措置について

釧路市が発注する工事の前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用を前払金の使途として認めます。

なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。

## 【措置の対象となる主な使途の例】

### （現場管理費）

- ・現場労働者に係る法定福利費
- ・現場労働者の作業用具、作業用被服等の労働管理費及び安全訓練費
- ・現場事務所の光熱水費、通信費、交通費等

### （一般管理費）

- ・当該工事現場を管轄する営業所の専任技術者、従業員の給料及び法定福利費
- ・当該工事現場を管轄する営業所における当該工事に係る通信費、事務費等の諸経費及び当該工事の施工に必要な機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

※前払金を支払う金額の上限は、請負金額の10分の4のまま変更はありません。

※2016年（平成28年）4月1日以降、特例措置の内容が含まれていない約款で請負契約を締結した工事については、当該請負契約を変更し、措置を適用するものとします。契約変更を希望する場合は、工事監督員又は契約管理課にご連絡願います。

※設計・測量等の業務は、措置の対象となりません。

契約管理課